

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年8月7日付けで行った法に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は明らかではないが、本件処分の取消しを求めているものと解される。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 10月 7日	諮問
令和7年 11月 17日	審議（第106回第2部会）
令和7年 12月 8日	審議（第107回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 医療扶助

法11条1項は、保護の種類として、4号に医療扶助を掲げる。

法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、6号に移送を掲げる。

保護基準別表第4・4は、移送費は「移送に必要な最小限度の額」としている。

(3) 医療移送費の給付対象

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第3・6・(5)は、医療移送費の給付対象は、患者が受診する場合等の患者自身に係る移送費用、患者移送のために真にやむを得ない事情により付添人を必要とするときの付添人の移送費用、医師の往診等に伴う費用等であって、患者の傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものについて認められているとしている。

なお、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として本件への適用にあたり合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

近接した時期に行われた前回申請からの経緯を考慮すると、本件申請1及び本件申請2は、いずれも請求人が長男に代わって診察を受ける際の移送費の支給を求めるものと解されるところ、医療移送費の給付対象となる費用は、患者自身が受診する際の費用又は患者及び付添

人が受診する際の費用等であるから（１・③）、患者である長男本人が受診しない本件申請１及び本件申請２について、医療移送費の要件を満たさないとして却下した処分庁の判断に違法・不当はない。

３ 請求人の主張及び請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己